

株式会社エムウェーブ定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社エムウェーブと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 公共施設の受託運営事業
- (2) スケートリンクの経営
- (3) スポーツ施設の経営
- (4) 興行場の経営及び芸能、スポーツに関する興行
- (5) 飲食店の経営
- (6) 広告業
- (7) 飲食料品、観光用みやげ物、スポーツ用品、日用雑貨、酒類、タバコの小売業
- (8) 駐車場業及び不動産賃貸業
- (9) スポーツ大会、音楽コンサート、映画、演劇等各種催物の入場券の販売並びにこれに関する情報の提供サービス
- (10) 損害保険代理業
- (11) 遊技場、遊戯場及び遊園地の経営
- (12) 公園及び庭園等の管理業務
- (13) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を長野県長野市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、24,000株とする。

(株券の種類)

第6条 当社の株式は、1株券、10株券、100株券、1,000株券の4種類とする。このほかに、

1,000株未満の株式については、その株式数を表示した株券を発行することができる。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱い)

第8条 株式の名義書替その他株式に関する取扱いについては、取締役会で定める株式取扱規定による。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第9条 当社は、毎営業年度末日の翌日から定時株主総会終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第11条 当社の株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

(議決の方法)

第12条 株主総会の議決は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行為)

第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主が法人である場合は、当該法人の職員又は使用人をして議決権を行使せしめることができる。この場合、代理人は代理権を証する書面を総会ごとに当社に提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印するものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の数)

第15条 当社の取締役は15名以内とし、監査役は3名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第16条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、また増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の任期)

第18条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(取締役会の権限)

第19条 取締役会は、取締役をもってこれを構成し、法令又は本定款に定める事項その他当社の業務の執行を決定する。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

(招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを省略して開くことができる。

(決議)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって決する。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、本定款に定めのある場合を除き、取締役会規則による。

(議事録)

第24条 取締役会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役及び監査役がこれに記名押印するものとする。

(役付取締役)

第25条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第26条 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定める。

(報酬)

第27条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれの株主総会の決議をもって定める。

第6章 計 算

(営業年度)

第28条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、毎営業年度の末日を決算期とする。

(利益配当金)

第29条 営業年度の利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

- 2 利益配当金はその支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当会社は、その支払い義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第30条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式6,000株とし、その発行価格は、1株につき50,000円とする。

(最初の営業年度)

第31条 当会社の最初の営業年度は、会社成立の日から平成10年9月30日までとする。

(最初の取締役会及び監査役の任期)

第32条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第33条 発起人の氏名、住所及びその引受けた株式の数は下記のとおりである。

長 野 市	額面株式	3,000株
長 野 県 東京都江東区牡丹2丁目13番1号	額面株式	600株
株 式 会 社 前 川 製 作 所 長野県長野市上松2丁目20番6号	額面株式	800株
鷲 澤 正 一 東京都江東区東場6丁目3番2号	額面株式	800株
鹿 島 建 物 総 合 管 理 株 式 会 社 長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	額面株式	500株
株 式 会 社 八 十 二 銀 行 長野県長野市大字鶴賀133番地1	額面株式	160株
長 野 信 用 金 庫 長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3	額面株式	80株
長 野 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会	額面株式	30株

(附則) 平成14年9月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については第18条中「就任後4年内」とあるを「就任後3年内」と読み替えるものとする。

以上

平成14年12月18日改正

平成17年8月24日改正